別紙１

対象農用地面積の確定等について

1. 基本的考え方

本対策における交付金算定の対象農用地面積（以下「交付面積」という。）や認定農用地面積については、活動組織及び広域活動組織（以下「活動組織等」という。）の設立時に地域で十分に話し合って決められており、また、適切に本対策の効果等を検証するためには、対策期間内において変更することは望ましくありません。

しかしながら、年度途中で農用地の転用などにより交付面積が変更になる場合もあるため、面積確認基準日を設定し、本年度の交付面積を確定します。

２．面積確認基準日について

　　面積確定を行う基準日を次のとおり設定します。

**○ 面積確認基準日 ： 令和元年９月３０日**

**「面積確認基準日」に基づく確定後の交付面積は、別紙３を確認のうえ「別紙４ 交付面積変更理由等の調査表」によりご報告下さい。**

３．事業計画の変更について

　　交付面積等が変更になる活動組織等については、事業計画を変更する必要があります。

　　なお、本年度より資源向上支払交付金の算定対象となる農用地が見直され、農地維持支払交付金と同様に、農振農用地に加えて「農振農用地以外の農用地」も新たに対象となったところです。

　　このため、**本年度の資源向上支払（共同）交付対象面積と「農振農用地以外の農用地」に係る交付対象面積を確定しますので、「別紙６\_資源向上支払（共同）及び「農振農用地以外の農用地」に係る交付対象面積の調査」を確認のうえご報告下さい。**

（提出は、上記２．の交付面積の変更理由等の調査と同じ期日となります。）

　　交付面積以外の変更では、予算の関係から本年度の制度改正で拡充された次の加算措置を当初計画で位置付けていなかった組織が、今回の変更で位置付ける場合も該当しますので、該当組織は留意してください。

　　①加算措置　「多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」

　　②加算措置　「農村協働力の深化に向けた活動への支援」

　　変更に係る事務手続きについては以下のとおりです。

（１）事業計画の事前確認（活動組織等→市町村→道協議会）

活動組織等から市町村への事業計画の変更申請に先立ち、多面的機能支払交付金実施事務取扱要領（平成27年4月17日付け農設第42号農政部長通知）第３の３及び第５により、道協議会が変更後の事業計画を確認することとなっております。

つきましては、市町村は活動組織等から事前に提出のあった変更後の事業計画を取りまとめのうえ、次の期日までに道協議会へ送付してください。

**○ 提出日 ： 令和元年１０月１５日（火曜日）まで**

（２）確認結果の通知（道協議会→市町村→活動組織等）

（１）で提出のあった変更後の事業計画を道協議会で確認し、記載内容に修正が必要な場合は、修正箇所を明示して確認結果を市町村に送付します。

市町村は、道協議会からの確認結果を活動組織等に通知するとともに必要な指導・助言を行います。

（３）変更後の事業計画の認定申請（活動組織等→市町村）

活動組織等は（２）の通知を受け、必要に応じて修正等を行い事業計画の認定申請を行います。なお、５の（１）に示す「届出」に該当する変更の場合は、市町村を経由して修正後の事業計画を道協議会へ提出します。

（４）事業計画の認定（市町村長→道協議会）

市町村長は、変更後の事業計画を認定したときは、遅滞なく、関係書類の写しを道協議会に送付します。

４．面積の確定に伴う補助金関係事務について

　　事業計画の変更に伴い、別紙２のとおり本年度補助金の変更申請と概算払請求が必要となります。

また、変更理由が遡及に該当する場合は別紙２のとおり過年度の交付金返還が必要となります。

　　変更申請書及び概算払請求書の提出については、別途（総合）振興局から通知されます。

５．変更後の事業計画の認定申請に係る書類等の扱い

（１）事業計画の変更に伴う申請

事業計画の変更を必要とする事案に応じて、「変更申請」と変更の「届出」に分類されます。各々に該当する扱いは次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | ①認定された内容の**「変更申請」** | ②認定された内容の**「届出」** |
| 変更事案 | ・保全管理する対象農用地面積の変更  ・保全管理する対象施設の変更  ・交付単価の変更  ・対象組織の変更（合併・分割等）  ・活動の追加、中止又は廃止  ・活動期間の延長 | ・左記以外の変更  （例）  ・役員の交代、構成員の変更が生じた場合  ・遊休農地を一部解消した場合  ・活動計画書の取組項目における活動時期の変更　等 |
| 申請時期 | 上記のいずれかの変更が生じたとき | 変更があった年度の実施状況の報告時又は翌年度の交付申請時のいずれか早い期日 |
| 提出書類 | 変更があった事業計画  （活動計画書等を添付） | 変更があった事業計画  （活動計画書等を添付） |
| 手続き | 上記３の該当手続き  （１）（２）（３）（４） | 上記３の該当手続き  （１）（２）  ※（２）の修正後の書類を市町村を経由して道協議会へ提出 |

　※　「施設の長寿命化」の活動を農地維持及び資源向上（共同）に係る交付金で実施する場合、活動計画書に位置付けることが必要です。

記載方法等については、道協議会と協議してください。

（２）作成する書類

事業計画の変更手続きにおいて活動組織等及び市町村が作成する書類は、当初の認定申請時と同様に下記の通りとなります。

また、「変更申請」と「届出」で必要となる書類に違いがありますので、確認してください。

【活動組織等】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 様式名 | 様式の名称 | 組織分類 | | 申請方法 | |
| 活動  組織 | 広域  組織 | 変更  申請 | 届出 |
| 様式1-1 | 事業計画の認定の申請について | ○ | ○ | ○ |  |
| 様式1-2 | 事業計画 | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 道様式1号 | 活動計画書（区域図含む） | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 別記6-1 | 活動組織規約（参加同意書含む） | ○ |  | ○ | ○ |
| 別記5-1 | 広域協定書（図面、別表（協定対象農用地及び施設）、参加同意書含む） |  | ○ | ○ | ○ |
| 別記5-2 | 運営委員会規則 |  | ○ | ○ | ○ |
| 様式1-5 | 工事に関する確認書 | 注 | 注 | 注 | 注 |

注：工事に関する確認書は、土地改良区等市町村以外の者が所有または管理する施設を活動対象とする場合に必要です。

【市町村】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 様式名 | 様式の名称 | 申請方法 | |
| 変更  申請 | 届出 |
| 様式2-2 | 事業計画の認定について | ○ |  |

６．事業計画等作成書類の様式について

　　関係様式は、道協議会に提出されている本年度当初計画の様式を使用してください。

　　現在、道協議会では、提出されている当初計画の記入内容を確認し、記載内容に修正が必要な場合は、修正箇所を明示して確認結果を市町村に送付する作業を進めているところです。

　　10月第一週を目途に送付する予定ですので、お知らせの内容を踏まえた修正や当初申請書類の差替えなどについてお願いするとともに、今回の面積確認等で変更がある場合は、修正箇所等が反映されていることを確認し作成してください。